

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

1 開会年月日

令和7年6月10日（火）

2 開会場所

第二委員会室

3 出席委員（10名）

委員長	山 田 ひろこ
理 事	金 子 てるよし
理 事	田 中 としかね
理 事	岡 崎 義 顕
理 事	上 田 ゆきこ
委 員	宮 本 伸 一
委 員	市 村 やすとし
委 員	豪 一
委 員	品 田 ひでこ
委 員	板 倉 美千代

4 委員外議員

議 長	白 石 英 行
副 議 長	田 中 香 澄

5 出席説明員

成 澤 廣 修 区 長

6 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査主査	杉 山 大 樹
議事調査主査	小松崎 哲 生
議事調査主査	糸日谷 友
議事調査主査	菅 波 節 子
主 事	阿 部 隆 也
主 事	眞 鍋 由起子

係 員 平 尾 和 香

7 本日の付議事件

- (1) 人事案件について
- (2) 付託請願審査
- (3) 令和7年度議会図書購入計画について
- (4) 区議会だよりの発行について
- (5) 文京区議会議場の使用について
- (6) その他

午前 9時59分 開会

○山田委員長 おはようございます。

それでは、ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

委員等の出席状況です。

委員におきまして、全員出席をいただいております。

理事者は、本日は成澤区長のみ御出席をいただいております。

○山田委員長 まず、本日の委員会運営についてです。

1、人事案件について、2、付託請願審査5件、3、令和7年度議会図書購入計画について、4、区議会だよりの発行について、5、文京区議会議場の使用について、6、その他、7、閉会、以上の運びにより、委員会を運営いたします。よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○山田委員長 まず、人事案件についてです。

資料1「人権擁護委員候補者略歴」を御覧ください。

本件について、区長から発言の申出を受けたいと思います。

成澤区長。

○成澤区長 おはようございます。

人権擁護委員の候補者の推薦に当たりまして、意見聴取のお願いを申し上げます。

令和7年9月30日をもって任期満了となります人権擁護委員の後任候補者につきましては、武智弘英さんと柴田浩子さんを推薦したいと存じます。

推薦いたします2人の方々は、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解があり、御配付の略歴のとおり、それぞれの要職の実績からも人権擁護委員の候補者として適任と認めるものでございます。

正式には、本定例議会の会期中であります6月24日の議会運営委員会におきまして、御意見を賜りたいと存じますので、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○山田委員長　ただいま区長から申出のありました人権擁護委員候補者の推薦に係る議会の意見聴取については、６月24日火曜の本委員会で、議会としての意見を決定することとしたいですが、よろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○山田委員長　ありがとうございます。それでは、そのように決定をさせていただきます。

成澤区長には、ここで御退席いただくことといたします。ありがとうございました。

(成澤区長退席)

○山田委員長 次に、付託請願審査、5件になります。

まず初めに、請願受理第18号、「竹早テニスコート」をどうするか区議会でも子どもたちと「対話」する場を設け、子どもたちの声を直接聴くことを求める請願です。

請願文書表データの38ページを御覧ください。

・受理年月日及び番号	令和7年5月29日	第18号
・件名	「竹早テニスコート」をどうするか区議会でも子どもたちと「対話」する場を設け、子どもたちの声を直接聴くことを求める請願	
・請願者	文京区千石四丁目35番16号 文京区における真の「協働・協治」を実現する会 代表 屋和田 珠 里	
・紹介議員	石 沢 のりゆき	
・請願の要旨	次頁のとおり	
・付託委員会	議会運営委員会	
・請 願 理 由		

「竹早公園・小石川図書館一体的整備基本計画」を巡っては、「竹早テニスコート」をど

うするかについて、区民の間でも意見の相違があるところ、先の令和6年度2月定例議会の本会議においても、一部の区議から「竹早テニスコート」の存続に関する質問等が出るなど、区議の間でも見解や意見の相違が際立ちました。

しかし、現状、「竹早テニスコート」をどうするかについてはもっぱら大人同士で議論されており、「竹早テニスコート」の規模が「竹早公園」の再整備の方向性に大きな影響を与えることに鑑みれば、そこで集い遊ぶ子どもたちの声こそ重視すべきであることは明白です。

文京区が令和7年2月28日から令和7年3月14日まで受け付けた令和6年度竹早公園・小石川図書館一体的整備～みんなで考えるミーティング（第2回）の「論点説明に対する質問」には、10代の子どもからも意見・質問が寄せられ、「なぜテニスコートが公園の半分を占めている一方で、子ども向けの遊び場、遊具、ボールを使える場所が狭いのですか？」「遊び場が狭いし、うす暗いし、遊んでいてもものびのび走り回ったりできなくてつまらない」「小学生の意見をもっと聞いてほしいです！！」「僕含め大多数の子達が広い公園で（中略）色んな球技がしたい。走る回る広場がほしい」「この先何十年も残るものなのだから、大人だけでなく、子供達の意見をしっかり取り入れ、未来の世代に恥じない良いものを作りましょうよ！何故そうしないんですか？」と訴えています。

そこで、貴議会に下記をお願いいたします。

・請 願 事 項

- 1 「竹早公園」と「小石川図書館」の再整備にあたり、「竹早テニスコート」をどうするかについて、区議会においても子どもたちと「対話」する何らかの場を設け、子どもたちの声を直接、聴いてください。

.....
○山田委員長 この請願は、「竹早公園」と「小石川図書館」の再整備に当たり、「竹早テニスコート」をどうするかについて、区議会においても、子どもたちと「対話」する何らかの場を設け、子どもたちの声を直接聴くことを求めるものです。

それでは、質疑をお願いいたします。

板倉委員。

○板倉委員 おはようございます。

この請願についてですけれども、この間、こどもの権利に関する条例制定に向けて、文教委員会に報告があったり、議論がこの間されていて、来年4月には、条例ができるということなんですけれども、こどもの権利条例の中には、こどもの意見表明権というのが盛り込ま

れていく方向で今、議論がされているんですけども、この間、この条例をつくるために、子どもたちから委員さんを募って、推進リーダーという方々が全部で69人いらっしゃると思うんですけども、その方々から、担当の課を通して議会にお願いというか、議員の方々と懇談というか、意見交換したい、そういう機会をつくっていただきたいというふうに要望が出ているわけですけども、それに対して議会としては、まだ何の意思表示というか、どういうふうにするかということがまだ決められてはいないんですけども、4月25日の文教委員会のところで担当の課長が答弁の中で、もしかなののであれば、非常にいい機会ではあるので、議員さんの御意向とかも踏まえながら、どんな形でこのリーダーの方々の意見交換みたいなのが実現可能なのかということについて、引き続き相談をしていきたいと、そういう答弁があったわけで。

今回の件についても、竹早テニスコートについて、子どもたちと対話をする場を設けてという、こういうことから、要望としては、こどもの権利条例のところとかなり似ている中身だというふうに思うんですけども、この子どもたちの意見を聴くということについては、文京区のこの区議会の中で規定をしているというか、そういう場を設けるという、条例ではどういう形になっていますか。

○山田委員長 佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 議会の規定の中では、区民の方から意見を聴くということに対して、公聴会における公述人、それから参考人の招致という事例がございますし、また内規として、意見交換会の内規も規定してございます。こちらは全て、年齢等については、その中では記載はございませんけれども、最初に御説明のありましたリーダー会議については、個人の方もしくは少数の方からの御意見ということで、リーダー会議の中でこういった形で、こういったテーマで話をしたいのかというのを所管課のほうで取りまとめている段階というふうに聞いてございます。それについては、また改めて、それが取りまとまった段階で御相談を受けるというふうに聞いてございますので、御相談がありましたら、またそれは議長を含め御相談したいと思ってございます。

規定に基づく区民からの意見聴取ということについては、先ほど申した公聴会、それから参考人、それから意見交換会という点になってございます。

○山田委員長 板倉委員。

○板倉委員 今のお話は、こどもの権利条例に関しての御答弁の中身かなというふうに思って、まだまだ、あの場面というか、リーダー会議の中できちっとまとまってはないということ

すから、段階的にどういうふうに進んでいくかということは、まだこれからの段階だと思うんですけども、ただ、そういった形で、区議会と意見交換会、運営内規というのが57ページのところに書いてあるので、今回のこの請願については、こういう段取りというか、手順というか、手続を踏みながら、できるということは、可能ということによろしいですね。

○山田委員長 佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 御指摘の点については、そういった内規の規定に基づいて、議会として意思決定をし、その中でやるということは、可能だと思っておりますけれども、今回の個別の案件なんかにつきましては、基本的には、区側において、様々意見聴取をした上で、委員会等で必要に応じ、その説明を受けて、その中で議員の皆様が、子どもの意見をもっと聴いたほうがいいんじゃないかみたいなことについては、要望としてお伝えし、区側とやり取りをしているということになるかと思います。

そういった点について、内規に基づいて、議会全体として意見を聴くかということについては、議会の中で検討していただいて、お決めいただくことかなというふうに思っております。

○山田委員長 板倉委員。

○板倉委員 ただ、この意見交換会というのは、場所は第一委員会室においてというふうにもなっているんですけども、委員会室以外でも意見交換会を行う必要があるというふうになったときには、できますよというふうに書いてあるわけですから、そういう点では、この間、やっぱり子どもたちの声を聴いてほしいという、そういう意見としては、この請願の中にもいろいろ書いてありますけれども、そういった点では、ここに書いてあるように、開かれた議会にしていきたいと思いますというふうに、目的のところで書いてあるわけですから、そういう点では、ぜひ、議会として、そうした声を聴く場をつくっていくべきだというふうに私は思っております。

○山田委員長 白石議長。

○白石議長 板倉委員、御存じのことだと思いますけれども、文京区議会は、改選後、子どもたちに多くの開かれた議会を示す意味で、積極的に議場見学等をして、区議会の仕組みについて御説明を申し上げ、今年の7月には、中学生の中学生サミットを議場で行っていただくというふうに、開かれた議会は進んでいるところでございます。

その一方で、今、るる、いろいろ御意見がございましたけれども、佐久間局長がお答えになったとおり、今、議会として、子どもの意見を聴取する時期なのかどうなのかということこ

ろは、各委員会で御議論いただいているような流れを知っている私たち議員にとっては、一つジャッジをしなきゃいけないことだというふうに認識しております。

ですので、区の今後の動きによって、まとまったもの、課題が整理されたところであって、報告があり、様々なパブリックコメントを取られて、中で、やはり子どもたちが議会と意見交換したいといったときには、また議会運営委員会で御議論いただく内容かなというふうに思っております。

○山田委員長 では、よろしいですね。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

まず初めに、自由民主党さん。

○市村委員 これまで区は、基本計画の中間のまとめを公表して以来、請願理由に記載された子どもの意見のほか、テニスコート利用者を含め、様々な立場の区民から頂いた意見を踏まえて、検討を進めていると認識しているところであります。

様々な立場の方から頂いた意見については、十分な検証を行い、丁寧な説明の必要があると考えており、現在、一旦立ち止まって整理する必要があるとしている中で、議会が意見を聴くことは賛同できるものではございません。区の整理を待ち、議会として区の説明を受け、必要があれば、区に対して子どもの意見をさらに聴くように、議会として求めればよいと考えます。

したがいまして、請願18号、自民党は不採択といたします。

○山田委員長 はい、自由民主党さん、不採択。

次に、公明党さん。

○宮本委員 竹早公園・小石川図書館一体的整備については、これまで様々な御意見、子どもの意見も含めて御意見を頂戴しながら検討を進めてきたところと思います。そしてまた、区民ワークショップも開催をして、様々な意見を頂いて、議論が進んでおりましたが、そうした中、これまで頂いた意見、御要望の課題の中に、さらに調査を、十分に検証する必要があるということで、一旦ワークショップも見送られていますので、そうした中におきましては、この検証を踏まえて、また次の方針などが示された後に、ワークショップ等の再開も見込まれるかと思うしますので、その動向を見守っていくべきかと思います。

また、その後には、そうした子どもの意見もまた聴取をしていく必要も当然ありますので、担当部署にしっかり取り組むように、推進をしてまいりたいと思いますので、公明党としては、18号、不採択とさせていただきます。

また、令和5年4月にこども基本法が施行されて、区においては、様々な場面で子どもの意見聴取を積極的に、工夫をしながら、してきているなというふうに実感をしておりますし、各議員の皆様もそういった状況はよく認識されているかと思います。

また、先ほど自民党さんからもあったかと思いますが、こどもの権利に関する条例を令和8年4月施行予定で検討していて、この条例制定に向けて、いろんな場所で積極的に区の職員の皆様が出向いて、意見を頂いたり、意見交換をしたり、そうした取組が非常に積極的に進んでいるところでありますので、またこういった取組をしっかりと推進してまいりたいと思います。

また、公明党としては、令和5年7月に愛知県新城市に視察に行きまして、若者議会というものをやっております、子ども、若者の声を常に聴取して、市政に反映するという取組をやっていますので、こうした体制づくりをしっかりとしていくことが必要ではないかというふうに提案をしてまいりましたので、引き続き推進をしてまいりたいと思います。

また、議員として、区民の意見を聴取することは日常から取り組んでおりまして、私たち公明党4人の議員も、365日、朝から夜まで常に電話、メール、SNSを活用して、貴重な御意見、御要望をお寄せいただいています。区民相談も頂いていますので、引き続き、こうした御意見、御要望を頂いて、文京区政に反映できるように、しっかりと具体的な質問、提案を重ねてまいりたいと思います。

以上です。

○山田委員長 公明党さん、不採択ですね。はい。

AGORAさん。

○上田委員 この請願は、子どもたちから竹早テニスコートの在り方について直接意見を聴いてくださいというものですけれども、公共施設の整備に当たり、実際にその場を利用する子どもたちの意見を丁寧に聴くことは、こども基本法の理念や今後のまちづくりの視点からも重要であり、請願の趣旨には理解できる部分があります。

しかしながら、現在、竹早公園・小石川図書館の一体的な整備については、先ほど事務局長から御説明がありましたとおり、区のほうが区民参加型のワークショップを通じて、対話を重ねながら、段階的に検討を進めている最中であります。

令和6年度は、建物に関する条件整理のための対話を重ねてきて、今後の検討に向けて、さらなる整理が必要となつて、3月に予定されていた区民ミーティングを一旦見送って、議題の整理、取りまとめをしているところです。

このように、この件については、区が既に対話と検討を主導している中で、議会が独自に子どもとの意見交換の場を設けることは、区の進行中のプロセスと重複、干渉するおそれがあります。特に対象となる子どもの選定方法、意見交換の形式や運営体制、得られた意見の政策への反映方法など、現実的な課題が多数あると思いますので、十分な準備なしに実施することは混乱を招く可能性があります。

議会としては、もちろん、先ほど公明党さんもおっしゃいましたように、今後、子どもの声をどう聴いていくかという課題には、引き続き向き合うべきではあります。先ほど説明にも、公聴会とか意見交換会とかということもありました。しかし、現時点では、区の進行中の検討に影響を及ぼしかねない、実務面でも整理も十分できてない、こういう段階で、この請願で求められている具体的な対応には、慎重な判断が必要と考え、不採択といたします。

○山田委員長 AGORAさん、不採択。

日本共産党さん。

○板倉委員 こどもの権利に関する条例制定に向けて、議論がかなり詰まってきたわけですが、区として、子どもたちの声は当然聴いて、そういう場面もたくさんつくっていかねばならないというふうに思いますけれども、やはりここの竹早公園、小石川図書館、竹早テニスコート、今後についても子どもたちも使う場所でもありますから、子どもたちの声を、私たちが議会として聴いていくというのは当然だというふうに私は思っています。

ですので、こどもの権利条約の中にありますように、子どもの意見表明権というのがあるわけですから、それに基づいて、私たちとしては、子どもたちから意見を聴いていく。これは当然のことだというふうに思いますので、この請願の第18号については、先ほども述べましたように、私たちとしては、そういう機会をぜひともつくるべきだというふうに思いますので、採択をいたします。

○山田委員長 日本共産党さんは、採択ですね。はい。

それでは、請願受理第18号の審査結果について申し上げます。

採択2、不採択7、よって不採択すべきものと決定いたします。

次に、請願受理第19号、より透明性を高め、区民に対する説明責任をより果たす改革をさらに進め、「開かれた」議会の実現を求める請願です。

請願文書表データの40ページを御覧ください。

.....
・受理年月日及び番号 令和7年5月29日 第19号

- ・件 名 より透明性を高め、区民に対する説明責任をより果たす改革をさらに進め、
「開かれた」議会の実現を求める請願
- ・請 願 者 文京区千石四丁目35番16号
文京区における真の「協働・協治」を実現する会
代表 屋和田 珠 里
- ・紹介議員 海 津 敦 子 小 林 れい子
- ・請願の要旨 次頁のとおり
- ・付託委員会 議会運営委員会
- ・請 願 理 由

文京区議会においても、これまで様々な改革に取り組んでいることは区民としても理解しているところ、一般区民の目から見るとまだ透明性を高める余地が十分にあり、また区民に対する説明責任という意味においてももっと果たすことができると思います。

例えば、文京区議会委員会のインターネット議会中継に関しては、令和5年6月定例議会で「請願」が採択されたものの、2年が経過しようとしているところ、常任・特別委員会で実現していません。

区民による委員会の傍聴に関し、傍聴する区民だけ正当な理由と合理的根拠が区民に示されることなく、情報通信端末の使用が禁じられています。

区民の「知る権利」を最大限尊重し、区議会がその要請に応え、「説明責任」を十二分に果たす意味合いからも下記の議会改革を貴議会に請願いたします。

- ・請 願 事 項
 - 1 現行の委員会運営のまま文京区議会の常任・特別委員会のインターネット中継を早期にはじめてください。
 - 2 文京区議会の各委員会において、傍聴する区民も他の出席者（理事・委員、理事者）同様、情報通信端末の使用を認めてください。
 - 3 文京区議会HPにおいて「幹事長会」や「今後の議会運営に係る懇談会」とはどのようなものであるかの説明を載せてください。
 - 4 「幹事長会」や「今後の議会運営に係る懇談会」の会議録や要点等を区議会HPで公開してください。

.....
○山田委員長 この請願は、現行の委員会運営のまま、常任・特別委員会のインターネット中

継を早期に始めること。

区議会の各委員会において、傍聴する区民もほかの出席者同様、情報通信端末の使用を認めること。

区議会ホームページにおいて、「幹事長会」や「今後の議会運営に係る懇談会」の説明を載せること。

「幹事長会」や「今後の議会運営に係る懇談会」の会議録や要点等を区議会ホームページで公開することを求めるものです。

それでは、御質疑ある方、挙手をお願いします。

市村委員。

○市村委員 まず、請願事項の3項、4項について確認させていただきたいと思いますが、文京区議会ホームページの中に、「幹事長会」、「今後の議会運営に係る懇談会」についての説明が載っているのか、載っていないのか、御説明をお願いいたします。

○山田委員長 佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 ホームページのほうですけれども、区議会の仕組みという中に、文京区議会の例規集を載せてございまして、こちらの中には、幹事長会はその中で規定がございしますので、幹事長会の説明はございます。

もう一方の懇談会のほうにつきましては、こちらは区議会として正式に設置している会議体ではございませんので、説明については載ってございません。

○山田委員長 はい、よろしいですね。

ほか、ございますか。

金子委員。

○金子委員 では、まずは請願事項の3項、4項の部分なんですけれども、今、ホームページでの対応は、市村委員が聞かれたとおりだというふうに思うんですが、この幹事長会や今後の議会運営に係る懇談会の記録、会議録というのかな、要点記録かな、これは情報公開の対象になっているというふうに思うんですね。この間、公開されている回もあれば、そうでないときもあると思いますけれども、その点は、頻度というんですかね、どれぐらいの感じで公開の請求があって公開されているものだというのは、大体どんな具合かというのをちょっと教えていただきたいというのが1つです。

それから、2のところなんですけれども、この後の請願にも同様の内容のものが今回請願で出されておりますけれども、最近、全国的な、標準的な傍聴規則が改定されているというふう

に聞いています。この情報通信端末の使用に関してですね。これは、標準的な傍聴規則というのは何で、それはいつどういう内容で改定がされているのか、教えていただきたいと思います。

○山田委員長 佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 情報公開の頻度ですけれども、すみません、今、手元に数字がないのであれですが、感覚としては、2回に1回以上は出ているのかなと感じているところでございます。

それから、改正の内容でございますけれども、今回、都道府県の標準の傍聴規則と、それから標準の市議会の傍聴規則も改正になってございます。内容としては、服装ですとか、それから情報端末などの持込みとかそういった内容になってございまして、これまで情報端末については、スマホとかタブレットですけれども、そういったものについては、規定の中に記載がなかったというものでございます。

そちらに対して標準都道府県議会の傍聴規則については、携帯電話端末、その他音を発する機器は、音を発しないようにすることというふうに規定がされました。

一方で、市議会のほうの傍聴規則については、携帯端末、その他音を発する機器は、電源を切り、または音を発しないようにすることということで、「電源を切り」というところが入っているというところが違いでございます。こちらは、全国の市議会議長会の中で、一定、電源を切るといったことも、各自治体の状況に合わせて選べるようにしてほしいという意見があったために、そういったものが盛り込まれているというふうに聞いてございます。

○山田委員長 金子委員。

○金子委員 そうすると、後段のほうの情報端末機器については、そういう標準的な規則の中でも、まあ、電源を切っちゃえば使えなくなっちゃいますけれども、スマホなどは日常的に携帯しているわけで、それが持っている、持っていないという点では、何かポケットから出して、議場に入らないと、傍聴しないといけなくなると大変だというようなことも、対応が必要だということになったんですかね、その規定の限りでは、そういう読取ができるというように思います。

ただ、都道府県のほうでは、音を発しないようにすれば、持ち込んでいて構わないというようなことになったというのが読み取れるわけですが、それは、ごめんなさい、いつ改正になったんですか。

○山田委員長 佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 失礼しました。都道府県のほうが令和6年10月でございます。標準市議会の傍聴規則のほうは令和7年2月でございます。

○山田委員長 金子委員。

○金子委員 では、そうすると、最近変わったところなので、今後は、今、こういう時代になるので、傍聴される方のこういう請願が出ていることを機会に、文京区議会でも、標準的な規則を参考にしながら、文京区議会のルールの中に落とし込んでいくというようなことが必要かなというふうに思いますけれども、そのことを踏まえて、後ほど態度表明ということにしたいと思います。

○山田委員長 ほかは、よろしいでしょうか。

それでは、態度表明に移させていただきます。

日本共産党さん。

○金子委員 請願の第19号ということで、まず請願事項の1つ目ですけれども、現行の委員会運営のままの常任委員会・特別委員会のインターネット中継ということであります。これについては、今期の一番最初に同様の内容で、全会一致で採択をして、この間、取組が試行、それから予算・決算の委員会での実施というようなことで、カメラなども第一委員会室につけて、取り組んできた経過があります。

その内容については、この間、報告されているところでもありますけれども、引き続き、現行の委員会運営のまま、この中継を常任委員会・特別委員会のほうにも広げていきたいというふうに私たちは考えておりますので、これは、今期の最初に私たちが行った態度表明、引き続き同様であって、採択すべきものだということで態度表明したいというふうに思います。

それから、第2項目めについては、質疑の中で明らかにしたように、標準的な都道府県の傍聴規則ということですが、新たに、音を切れば持ち込みできるというような条項が入ったという、昨年の秋以降の変化でありますけれども、そういうような状況も捉えて、情報端末の使用を認めていくというようなことでやっていきたいなと思いますので、2項目めについても採択です。

それから、3項目め、4項目めについてですけれども、これは実際にやっている会議であって、しかも、質疑の中で一定分かりましたけれども、2回に1回以上ぐらいは既に情報公開されているということでもありますので、その会議体についての説明や要点記録、会議録などを公開するというのも、開かれた議会の進展に資するものというふうに考えますので、こ

の3、4についても採択を主張いたします。

○山田委員長 日本共産党さん、請願事項1、採択、請願事項2、採択、請願事項3、採択、請願事項4、採択。

次に、AGORAさん。

○上田委員 この19号の1項めは、現行の委員会運営のまま、インターネット中継を常任委員会・特別委員会もやってくださいという、そういうものですが、もちろん、インターネット中継によって公開することは、議会の透明性の向上などの点から非常に大きい意義だとかあると思いますし、実際に同趣旨の請願が採択されております。令和5年6月ですよね。その結果、まずは予算委員会・決算委員会に限定してネット中継を試行することになって、令和6年2月から試行実施が始まっているところです。最初は、中継導入の全体像を検討するのに1年ぐらいかけてから試行に入りましょうという話であったところですが、AGORAも含めて、区民の皆様からの迅速にやってくださいというお声があつて、議会としてスケジュールをむしろ前倒して、令和5年11月補正で試行的に必要な経費を確保した上で、試行を始めたというところであります。

文京区議会は既に、やらないという姿勢ではなくて、どうすれば実現可能かという前向きな姿勢で取り組んでいる状況であります。このプロセスをPDCAサイクルに照らしてみると、P、検討のところから、ここを短縮して、D o、試行のところへ進んでいて、現在はC、検証のところに入っているわけですね、試行を踏まえた。この試行実施された中継の部分が、カメラ設置とか画角調整とか発言内容などを確認して、不適切発言というか、いろいろ削除要請も発生しているという状況の中で、ルールづくりが必要ということが顕在化している。そういった課題が顕在化しているわけです。この検証の段階で、Pの部分を短縮した分、Cのところで、今、検証の時間が多少かかっているのが、区民の皆様にとって、もどかしいというのはよく分かるんですけれども、ここのところをしっかりと確認しないと、すぐに本格実施というわけにはなかなかいかないというのはあるところです。

一方で、請願にある、現行の委員会運営のまま速やかに全面実施という要望をそのまま実現するには、先ほど申し上げたように幾つか課題があるわけですね。そういった削除要請等のルール整備とか運用ガイドラインの明確化や費用面の課題についてもありまして、実際に現時点で中継費用が年間約1,200万円、令和7年度予算とされていて、試算によれば、現時点で全面実施を行った場合、最大2,350万円かかるかもしれないという話で、それは現状の倍近い予算で、これはなかなか大きい話になってまいります。財政課としっかりと調整を

行って、予算確保しなければならないとなってまいります。

また、23区内でのインターネット中継を全面実施しているのは、現状4区ということで、この先行事例を詳細に分析しながら、コスト圧縮や効率的運用の工夫を模索していくことが必要になってまいります。

そういうことを勘案すると、本請願が議会改革への前向きな後押しとなる意義ある内容であることは間違いなく、基本的には賛同し得るものですが、一方で、制度設計や財政面に関しては、慎重な調整と段階的な導入が求められるというふうに思います。

ですから、録画公開に当たってのプライバシー保護とか文脈の歪曲防止に関する柔軟なガイドラインの整備や、先行実施の検証結果を踏まえた段階的かつ持続可能な導入手段の確立、それから財政課との協議と予算確保、それから導入検討の過程及び決定事項の公開や説明責任などを、必要ですよ、これは大前提ですよということを意見として付させていただいて、あくまでできる限り速やかにという解釈をさせていただいて、採択をしたいと思います。1項については。

2項については、情報通信端末の活用の話ですけれども、こちらは情報取得や理解の補助、アクセシビリティ向上の観点から意義があるというふうに思いますし、こちらは、先ほど標準傍聴規則が改正されたという話もありました。それは、高齢者とか障害のある方など、多様な区民が議会にアクセスしやすくなるという効果があるというふうに思います。

ただ一方で、何でもできるという誤解を生まないよう、運用には明確なルール整備と現場への周知徹底が不可欠だというふうに思います。現実に傍聴席で椅子の上に立って撮影を試みた事例があるなど、書いてないから禁止されていないというような認識が行動に結びつくことを避けなければならないというふうに考えております。

議長会が示す標準規則においても、使用は静粛に行うことが前提であって、録音・録画、SNS投稿などの情報の一部を切り取って拡散することは、強く注意喚起がされております。

ICT機器の携帯や使用が認められたとしても、何でもできるわけではない、あくまで秩序の維持と公共性に配慮した使用に限られることを、請願に賛同する立場としても明確にしていかなければならないと考えております。

秩序維持と両立を図る制度設計と運用の整備を前提条件とするということを意見を付させていただいて、2項についても採択をいたします。

3項、4項については、区議会ホームページにおいて、幹事長会や今後の議会運営に係る懇談会の説明掲載及び会議録、要点記録の公開を求めていますけれども、これらの会議体は

地方自治法に基づく会議体ではなく、あくまでも議会内部の情報共有や運営調整を目的とした非公式の会合です。

地方自治法第100条第12項では、議会は、会議そのほかの運営に関し、この法律の特別の定めがあるもののほか、その議会の会議規則で定めるところにより、これを行うと定めております。議会には、自身の内部運営について、自律的に決定する権限、すなわち議会の自治権が認められております。この自治権に基づき、各議会は必要に応じて独自の会合を設け、円滑な議事運営や会派間の調整を行っており、これらの活動は、議会の内部的・補助的な性質を有するものです。

したがって、幹事長会や今後の議会運営に係る懇談会は、議会の公式な意思決定を行う場ではなく、議会運営を円滑に進めるための協議や意見交換を目的としたものであり、会議録や要点の公開を義務付ける性質のものではないと考えております。

議会の透明性向上は重要な課題ですが、自治権に基づく内部調整の自由を必要以上に制限することは、かえって円滑な議会運営を損なうおそれがあると考えます。

以上の理由から、この趣旨には一定の理解を示しつつも、情報公開を義務付ける対象とはなり得ないと考え、3項、4項は不採択といたします。

○山田委員長 AGORAさん、態度表明、確認させていただきます。請願事項1、請願事項2はともに採択。そして、請願事項3と4は不採択ということです。

○上田委員 はい。

○山田委員長 次に、公明党さん。

○岡崎委員 公明党は、請願19号、1項の議会のインターネット中継につきましては、方向性としては請願者と同じですが、令和5年の同様の請願を採択したときに、そのとき会派意見としまして、課題として、公平性のことであったり、費用のことであったり、また理事者への配慮など、様々議論が必要であり、それぞれの委員会でどのように実施していくのか、様々な条件を設定し、またルールを明確化することといったことを議論して、各会派が合意をした上で実施するべきであると会派で意見を述べさせていただきました。そして、現在、予算委員会・決算委員会で実施をされております。

そういった検討をしていく段階で、今回のこの請願にありますように、現行の委員会運営のまま、常任・特別委員会のインターネット中継を早期に始めるという請願には、賛同しかねます。今、インターネット中継の拡大に向けての議論をしているところでもありますので、1項は不採択でお願いいたします。

2項につきましては、全国市議会傍聴規則の改正に伴って、スマホなどの情報通信端末の使用について、会議の妨げにならない範囲での使用や適切な範囲での使用を目指す場合、傍聴者自身の端末を使用するのか、また議会で貸与するのか、また、先ほどありました音を出さない工夫など、やはり一定の使用ルールを設けるべきと思っております。今後、検討が必要かと思います。直ちに請願の趣旨には賛同しかねるため、不採択でお願いいたします。

それから、3項、4項ですが、幹事長会につきましては、先ほど事務局長の答弁があったとおり、幹事長会の区議会ホームページに記載があります。

今後の議会運営に係る懇談会につきましては、議会運営のことですので、一言述べさせていただきます。

これまでの文京区議会の議会改革の長い歴史にあって、ゼロか100ではなく、互いの主義主張を認めながらも、多数決の原理ではなくて、合意できる点は合意して、議会改革を進めてきたと認識しております。

そういう意味では、その過程において、様々な意見をぶつけ合い、譲るべきところはお互い譲って、今の文京区議会があると認識しております。その過程の意見につきましては、全てオープンにすることによって、区民の誤解を招くことも多々あることが想定されますし、会議の設置目的からも、記録の公開が必ずしも適正でない場合もあるかと思われます。

文京区議会議員34人、今は33人ですけれども、それぞれの考えや主張がある中で、2人以下会派の御意見も尊重して、一歩ずつではありますが、議会改革を進めてきたと認識しております。よって、3項、4項とも不採択でお願いいたします。

○山田委員長 公明党さんの態度表明は、1項から4項まで全て不採択ということです。

次に、自由民主党さん、市村委員。

○市村委員 請願19号1項に関してですが、昨年度、決算審査特別委員会、予算審査特別委員会で、インターネット中継を実施、その結果を踏まえて、課題を整理し、これから検討を進めていく状況であります。

振り返りますと、令和5年6月にインターネット中継を推進してほしい旨の請願を採択したときの態度表明ですが、今後、インターネット中継に関しては、時代の流れと認識しているところであり、賛成はいたしますが、導入後、委員会運営等において不具合が生じた場合、まだ初めてのことでありますので、そういった場合には、導入前にもう一度立ち戻って検証すべきであると述べさせていただきました。

また、9月の議会運営委員会でも、実際にインターネット中継を始める際にも、まずは始

めてみて、何か発生したときは、その都度修正を加えながら、区民の期待に応えるべきと発言させていただいております。

また、現在の委員会運営については、委員または会派による質疑時間の差が非常に大きく、不公平ではないのかと感じており、その点も併せて協議する必要があると思っております。

したがって、「現行の委員会運営のまま」と「早期に」というところは、現時点では賛成できませんので、請願19号1項、自民党、不採択といたします。

2項ですが、全国市議会傍聴規則の改正に伴い、スマホ等情報通信端末の使用については、改正すべきかどうか、これから検討していく必要があると思っているところであります。

一方で、スマホ等の使用については、映像や画像の一部切り取りによって、不公平や不公正な情報が流布される懸念がある。また、各議会が公式な議事録や映像配信を行っている以上、住民による一面的な発言を制限なく認めることは、公共の福祉に照らして適切ではないといった懸念の声もあるところであります。本会議、委員会の秩序の維持や円滑な議事の進行といった面からも、今後、検討していくべき課題であります。

したがって、現時点では、まだ精査すべき点もあり、使用を認めるとは言えないため、自民党、第2項、不採択といたします。

3項、4項についてですが、質疑のとおり、幹事長会はホームページに記載があり、既にオープンにしているところであります。今後の議会運営に係る懇談会については、任意の会議体であります。幹事長会や今後の議会運営に係る懇談会は、会議において忌憚のない意見を交わし合える環境を維持するために、一定の非公開性を持たせるものと認識しております。

したがって、会議の趣旨や目的に照らし、記録の公開が必ずしも適切でない場合もあると考えますので、3項、4項とも不採択といたします。

○山田委員長 自由民主党さんは、請願事項1項から4項まで、不採択ということです。

それでは、請願受理第19号の審査結果について申し上げます。

まず初めに、請願事項1についてです。採択4、不採択5、よって不採択とすべきものと決定します。

請願事項2、採択4、不採択5、よって不採択とすべきものと決定いたします。

請願事項3、採択が2、不採択7、よって不採択とすべきものと決定します。

請願事項4、採択が2、不採択7、よって不採択とすべきものと決定いたします。

次に、請願受理第20号、文京区議会において委員会のインターネット中継の速やかな全面実施を求める請願です。

請願文書表データの42ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和7年5月29日 第20号
 - ・件 名 文京区議会において委員会のインターネット中継の速やかな全面実施を
求める請願
 - ・請 願 者
 - ・紹介議員 依 田 翼 石 沢 のりゆき
 海 津 敦 子 たかはま なおき
 小 林 れい子
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 議会運営委員会
 - ・請 願 理 由

令和5年6月文京区議会において、「文京区議会委員会のインターネット議会中継に関する請願」が全会一致で採択されました。これを受け、同年9月の議会運営委員会では、令和6年度の決算・予算審査特別委員会での中継の効果や課題を踏まえて、全ての委員会の中継実施について検討を進めるとの方針が示されました。

しかし、その後の進捗は乏しく、「今後の議会運営に係る懇談会」において、令和5年度に5回、令和6年度にはわずか2回しか議題に上がっていない状況です。また、追加の設備整備やコストの見積もりについても、未だ明確な情報は示されておらず、検討が停滞していると見受けられます。

委員会は、住民に最も身近な政策や事業が議論される場であり、その内容がインターネットで広く共有されることは、区政の透明性と区民の信頼の向上に大きく寄与します。すでに本会議の中継が行われている中で、委員会についても速やかに実施されるべきです。

また、インターネット中継の実施は、障がいのある方や来庁が困難な高齢者、育児や介護、仕事などで時間や移動に制約がある方々にとって、議会へのアクセスを保障する極めて重要な手段となります。すべての区民が、自らの暮らしに関わる政策決定の場に触れることができる環境は、情報の公平性と参加型自治の観点からも必要不可欠です。

また、中継にあたっては、現状の委員会運営のままの形で実施されるよう強く要望いたします。

すでに採択された請願の趣旨に則り、文京区議会のすべての委員会についてインターネッ

ト中継を早急に開始するとともに、その検討過程も区民に開かれた、透明性ある運営を行っていただきますよう、強くお願い申し上げます。

・請 願 事 項

- 1 文京区議会において、現行の委員会運営のまま、委員会のインターネット中継を速やかに実施してください。

.....

○山田委員長 この請願は、現行の委員会運営のまま、委員会のインターネット中継を速やかに実施することを求める請願です。

それでは、御質疑のある方。

よろしいですか。

それでは、各会派の態度表明をお願いします。

まず初めに、自由民主党さん。

○市村委員 請願20号ですが、請願19号1項と同様の理由で、自民党、不採択いたします。

○山田委員長 自民党さん、不採択。

公明党さん。

○岡崎委員 請願20号、請願19号の1項と同様の意見を付しまして、不採択でお願いいたします。

○山田委員長 公明党さん、不採択。

A G O R Aさん。

○上田委員 この請願、先ほどの19号の1項と同様の意見でありますけれども、先ほど申し上げたように、現行の委員会運営のまま、速やかに全面実施というのは、多少ちょっと課題があるかなというふうに思います。ルールやガイドラインの整備とか費用の面など、しっかりと試行を踏まえた検証を行った上で、あくまでできる限り速やかにというような意見を付させていただきます、採択をしたいと思います。

○山田委員長 A G O R Aさん、採択。

日本共産党さん。

○金子委員 請願の20号についてですが、私たち、19号と同様に、採択すべきものという態度表明であります。

委員会運営についての件で一言言っておきますけれども、決算・予算の委員会と違って、常任委員会・特別委員会については、委員長の仕切りの中で、事前の時間配分というのはや

られていないというのが大きな違いです。これについては、今後もこういう形で、常任委員会・特別委員会についてはやっていく必要があるというふうに思っています。

むしろ、検証すべきなのは、予算・決算で委員会運営の時間配分制ということではないかなというふうに思います。さきの予算委員会の際に、理事者の答弁の変更によって、質問が事実上できなくなると、私、そういう体験があったんですよ。その点については、委員長あずかりで委員会はそれで終了しましたがけれども、そういった点を考えると、私はそう思うということです。

ただ、今回の請願については、今期最初のときに態度表明したとおり、現行委員会運営のまま、拡大していただきたいというふうに私たちは考えております。ということで、態度表明としたいと思います。

○山田委員長 採択ですね。はい。日本共産党さん、採択。

それでは、請願受理第20号の審査結果について申し上げます。

採択が4、不採択が5、よって不採択すべきものと決定いたします。

次に、請願受理第21号、全国的な傍聴ルール見直しに沿ったICT機器使用容認の請願。

請願文書表データの44ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和7年5月29日 第21号
 - ・件 名 全国的な傍聴ルール見直しに沿ったICT機器使用容認の請願
 - ・請 願 者
 - ・紹介議員 依 田 翼 石 沢 のりゆき
 海 津 敦 子 小 林 れい子
 - ・請願の要旨 次頁のとおり
 - ・付託委員会 議会運営委員会
 - ・請 願 理 由

全国都道府県議会議長会は、2024年に傍聴者の持ち物や服装、禁止行為などを定めた「傍聴標準規則」を約半世紀ぶりに大幅改正しました。これにより、時代に即した情報環境への対応として、スマートフォンやタブレットの持ち込みや、静かな使用（資料検索、メモ取り等）が標準ルールとして容認される方向に見直されています。傍聴者のICT端末持ち込み・静かな使用を許可している世田谷区議会では「現在まで問題なく運用されている」（世田谷区議会事務局／2025年5月）とのことでした。さらに多くの自治体で認める動

きが広がっていくものと思われます。

一方で、改正がなされていない議会では、依然として「電源を切るよう求める」という旧来の対応が続いており、傍聴の利便性や情報取得の公平性において自治体間で格差が生じています。

文京区においても、区政への関心を高め、区民の議会傍聴をより開かれたものとするためには、現代のＩＣＴ環境を前提とした傍聴ルールの整備が必要です。

聴覚障害のある区民に向けて、要約筆記者の派遣、委員会へのリアルタイム字幕システムの導入、ヒアリンググループの設置など、４つの取組が実施されることで、議会のアクセシビリティは大きく前進しました。

これらは「情報の取得」を支援する仕組みとして非常に意義深いものです。加えて、ＩＣＴ端末の使用が認められれば、手元での字幕生成やリアルタイム文字起こしなどの支援技術を併用できるようになります。さらに手話を使うろう者に向けて、遠隔での手話通訳利用も叶いやすくなります。高齢者や視覚に不安のある方にとっても、紙の資料よりもタブレット等の拡大表示機能や音声読み上げ機能の方が有効な場合があります。さらに、ペンを使用できない方にとっては、音声入力による記録が情報活用のための重要な手段となります。これは、文京区が今回導入した「情報の取得」の支援に加えて、「情報の利用」を可能にする仕組みであり、障害者差別解消法に基づいて本来セットで保障されるべき「取得」と「利用」を共に支えるものです。

また議員や事務局職員の間ではすでに、紙資料の削減や業務効率化の観点からタブレット等の使用が広がっています。同様に、傍聴者もＩＣＴ端末で資料閲覧を行うことでさらなる議会運営の効率化を図るべきです。傍聴者がその場で議案の背景を調べたり、会議中の専門用語を検索したりすることで理解を深め、傍聴の質を向上させることも叶います。

このように、柔軟なデジタル機器の使用許可は、多様な区民が等しく議会にアクセスできる環境を整え、より公平で実効性のある区政参加を実現するための重要な一歩です。

つきましては、文京区議会傍聴規則を見直し、スマートフォンやタブレット等ＩＣＴ端末の持ち込みと、会議の妨げにならない範囲での使用を許可するようご配慮をお願い申し上げます。

・請 願 事 項

- 1 議会傍聴において、スマートフォンやタブレット、ＰＣ等のＩＣＴ端末の持ち込みと、適切な範囲での使用（資料閲覧、メモ等）を認めていただくよう、傍聴規則の見直しを求

めます。

.....
○山田委員長 この請願は、議会傍聴において、スマートフォンやタブレット、PC等のICT端末の持込みと適切な範囲での使用を認めるよう、傍聴規則の見直しを求めるものです。

御質疑のある方。

よろしいですね。はい。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○金子委員 請願21号についてですが、19号のときに確認したとおり、傍聴規則については、今般、標準的なものが変更されて、認めるという方向で変化が出てきているところを捉えて、今後、文京区の区議会の規則についても反映していきたいというふうに考えますので、採択すべきものということであります。

○山田委員長 日本共産党さん、採択。

AGORAさん。

○上田委員 この請願は、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会による標準傍聴規則の改正を踏まえて、スマートフォンやタブレット等のICT端末の適切な範囲での使用を認めるように、文京区議会の傍聴規則の見直しを求めていらっしゃるものですがけれども、まず確認したいのは、この全国市議会議長会や県議会議長会の改正には法的拘束力がないという点です。あくまで各議会の自主的な判断に委ねられており、地域の実情や技術的・人的体制に即した柔軟な対応が求められているところです。その上で、ICT端末の活用は、情報取得や理解の補助、アクセシビリティの向上の観点から重要な意義を持つと会派としては考えております。

リアルタイム字幕とか画面拡大とか音声読み上げなど支援技術によって、高齢者や障害のある方など多様な区民が議会にアクセスしやすくなるという効果は、まあ、音声読み上げはちょっとよくないですがけれども、イヤホンとかを使えばいいかなというふうに。他方、何でもできるという誤解を招かないよう、運用には明確なルール整備と現場への周知徹底が不可欠であります。現実的には、先ほど19号の2項でも申し上げたように、傍聴席の椅子の上に立つというような事例も発生しておりますので、書いてないから禁止という認識にならないように気をつけていかなければならないと思います。

議長会の示す標準規則においても、使用は静粛に行うことが前提で、録音・録画、SNS

投稿などの情報の一部を切り取って拡散する行為には、強く注意喚起がされておりますので、この部分はしっかりと、できないことをルール化する必要があると考えます。

また、ICT端末の使用が認められたとしても、何でも自由にできるわけではなくて、あくまで秩序の維持と公共性に配慮した使用に限られるようにしなければならないと私どもも考えております。

携帯の持込みは、私たちとしては、容認する方向で議論を開始したいと思いますが、使える内容というのは、資料の閲覧とか字幕の視聴などに限定して、段階的に検討していくべきなんじゃないかなと思いますし、使用可能な行為は、丸々できるとして明示するポジティブリストを基本としつつ、丸々してはならない行為は、補助的にネガティブリストも併用することで、想定外の行動を禁止するなどの何らかのルールづくりが必要というふうに考えます。

また、議長会が示す静粛な使用原則と切り取りによる誤情報拡散への懸念を強く意識して、傍聴者の誤解を招かないよう、ガイドライン等で丁寧に運用ルールをお示しする必要があると思います。

また、運用開始前に、今、事務局さんの体制とか注意喚起の方向とか傍聴者への事前説明など、いろんな準備が必要になるなというふうに思います。そういったことを行った上で、一定の住民参加や理解促進の観点から意義があるというふうに思いますので、秩序維持との両立を図る制度設計と運用体制の整備を大前提として、会派としては採択したいと思います。

○山田委員長 AGORAさん、採択。

公明党さん。

○岡崎委員 請願21号ですが、請願19号2項でも言いましたけれども、やはり一定の使用ルールを設けるべきだと思いますし、今後検討が必要かと思いますので、請願第21号は不採択でお願いいたします。

○山田委員長 公明党さん、不採択。

自由民主党さん。

○市村委員 請願21号ですが、請願19号2項と同様の理由で、自民党、不採択といたします。

○山田委員長 自民党さん、不採択。

それでは、請願受理第21号の審査結果について申し上げます。

採択が4、不採択が5、よって不採択すべきものと決定いたします。

それでは次に、請願受理第22号、区の説明を理由とした請願不採択に関する審査の透明化

を求める請願。

請願文書表データの46ページを御覧ください。

- | | | |
|------------|---------------------------------|------|
| ・受理年月日及び番号 | 令和7年5月29日 | 第22号 |
| ・件名 | 区の説明を理由とした請願不採択に関する審査の透明化を求める請願 | |
| ・請願者 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| ・紹介議員 | 依田翼 | 海津敦子 |
| | 小林れい子 | |
| ・請願の要旨 | 次頁のとおり | |
| ・付託委員会 | 議会運営委員会 | |
| ・請願理由 | | |

文京区議会では、提出された請願に対し、「区がすでに実施している」「今後実施予定である」といった区側の説明を理由に、不採択となるケースが多く見受けられます。

しかし、実際には、区に対応が請願趣旨を十分に満たしていなかったり、具体的な実施時期や方法が不明確なままの状態であったりすることも少なくありません。

このような場合、議会として請願の趣旨をどう検討したのか、区の説明をどのように判断したのかが不透明なまま不採択となることは、区民からの信頼を損ねかねません。

また、仮に区にめざす方向が請願の趣旨と対立するならともかく、請願が同じ方向を向いている場合、一層の取り組みを促す意味で、請願を採択することは合理的と考えます。

また、区がすでに努力を進めているという場合でも、不採択と採択が並存しており、その扱いが恣意的とも見えます。

たとえば今年2月の議会で、＜文京区における「区民参画」の定義を明確に定め、区民からの意見聴取で終わらず、政策・施策に反映させるよう努力する「区民参画」の実現を求める請願＞がありました。この中で、「子どもたちも含め区民から聴取した意見・要望を政策・施策に反映できない場合は、どうして反映できないか、理由を明らかにし、行政としての説明責任を果たすよう努める旨の努力目標を定め、多くの子どもたちにも分かるよう広く区民にそのことを周知する手法や方策を検討してください」との請願について、ある会派は「子どもも含めてというところでは、7年度にこども基本条例が制定され、まさしくそこで進めています」とし、こども基本条例に関連しての取り組みを区が進めているからの解釈で、不採択の態度表明をしています。これらの結果、請願は不採択になりました。

一方で、たとえば昨年、「全区有施設に再生可能エネルギー電気を導入する取り組みを求める請願」が提出された際、区側は約4割の施設で導入されており、残り6割について計画的に進める旨を答弁されました。これも踏まえつつ、会派からは「（区長からも）他の区有施設にも再生エネルギーの導入を進めてまいりますとの答弁をいただいております。国もそっちのほうに向かっていますし、区もそっちに向かっている。よって、請願事項に関しては賛成」などの態度表明がありました。これらの結果、請願は採択されています。

このように、区の姿勢を後押ししたり、念押ししたりする立場の場合でも、請願について採択・不採択と分かれるのでは、ダブルスタンダードとも言わざるを得ません。

また、委員会によっては、一般質疑の時間が減るからといった理由で、請願の審議を急ごうと促す運営も見受けられます。しかし、文京区議会では以前、請願は委員会の最後にかけてられ、ともすると時間が制約されることから、条例案の審議後、午前の比較的早い時間に請願審議に入るようになったと聞いています。区民の声に時間をかけて向き合おうという意味では前進していると思われますが、審議を急ぐようでは、その趣旨を没却しかねません。

そこで、以下の事項を請願します。

・請 願 事 項

- 1 区が「すでに実施している」「今後実施予定である」として請願を不採択とする場合、その判断の根拠を、共通の基準や検討手順を検討してください。
- 2 区の説明に対して、議会として十分な検証や質疑が行われたかを確認し、必要に応じて議事録や委員会報告にその過程を明示するよう、仕組みや在り方を整えてください。

.....
○山田委員長 この請願は、区が「既に実施している」、「今後実施予定である」として、請願を不採択とする場合、その判断の根拠を、共通の基準や検討手順を検討すること。

区の説明に対して、議会として十分な検証や質疑が行われたかを確認し、必要に応じて議事録や委員会報告にその過程を明示するよう、仕組みや在り方を整えることを求めるものです。

それでは、御質疑をお願いします。

田中委員。

○田中（としかね）委員 よろしいですか、委員長、この請願第22号ね、これ議会の中での議員の発言について、さらには委員会における委員長の議事進行に関する請願ですので、事の重大性を鑑みまして、紹介議員の方に確認をしておきたい事項がございますので、会議規則

の85条の規定に基づきまして、紹介議員の方に発言を求めたいんですけど、よろしいでしょうか。

○山田委員長 ただいま田中委員から、本請願の紹介議員に対して質問を行い、見解を確認したい旨の申出がありました。委員長としては、会議規則第85条の規定に基づき、これを認めますと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○山田委員長 それでは、田中委員、紹介議員への御質疑をお願いいたします。

○田中（としかね）委員 では、確認いたします。

これ、請願理由には、議員の発言が引用されています。これを恣意的であり、ダブルスタンダードだと断言した上で、批判しています。

紹介議員の方々は、当該発言が、いつ、どこで、誰によって行われたものであるかを確認し、引用のとおり間違いがないことを認めた上で、しかも、その発言が、請願者の都合によって一部分を切り取られたものではないということを確認した。その上で、まさに恣意的な意見表明であり、ダブルスタンダードにほかならないと確認したということなんでしょうか。

それともう一つ、委員会における委員長の議事進行についてですが、こちらもどの委員会のどの委員長によるものか、確認したということなんでしょうか。まずは、その点をお聞かせください。

○山田委員長 当ててよろしいですか、紹介議員の方。

挙手をしていただけますか、御答弁。

では、田中委員より、順番にお聞きしたいということですので、まず初めに、書かれている依田議員、お願いいたします。

○依田議員 1点目なんですけど、1つ目は、「子どもも含めて」というところでは、7年度にこども基本条例が制定されているところだと思うんですけど、もう一つは、「会派からは」の後ですね、「他の区有施設にも再生エネルギーの導入を進めてまいりますとの答弁をいただいております」というところですよ。これに関しては、私、議事録自体は見ましたが、ごめんなさい、いつ、誰の発言だとかいうところはちょっと今、メモがないので、確認できないんですけども、申し訳ないです。

その切り取りだというのは、当然、ここ鍵括弧を切り取っているの、切り取りではあるのですが、それ以上のことはちょっと申し上げられないのですが。それ以上、特に何か編集がされているというふうな認識はしておりません。

2点目の、「委員会によっては、一般質疑の時間が減るからといった理由で、請願の審議を急ごうと促す運営も見受けられます」のところかと思うんですけども、これでいいかな。これについては、いつ、どの委員会でということを今、申し上げられないんですが、これについて、特に、このとおりの認識だということで、私、この請願には署名しております。

○山田委員長 それでは、海津議員。

○海津議員 まず1点目ですけども、これに関して、ごめんなさい、私、今、田中委員のほうで御指摘というか、質問された恣意的ということなんですけど、これが切り取る問題性自体——切り取る……。あ、確認はしましたよ。これは確認しています。確認はしていますし、ダブルスタンダードになっているということ自体は、私もそう思っているんで、紹介議員になりました。

それから、2点目についての、委員長の認識というのは、そういうふうに言われていることは、私自身も何回も体験しているので、体験値として言っているということ。あと、傍聴しておりまして、やはりそういうふうな一般質問という時間もなくなるということがあったので、それは今、これはいつの段階の誰の委員長の発言かということまでは、詳細には確認はしていません。ただ、確認はしてないというか、実体験として何回も聞いているので、これはこのとおりだというふうに、事実だというふうに思い、賛同したものであります。

○山田委員長 小林議員。

○小林議員 私も、海津議員と同意見なんですけれども、実体験として、そういう請願に対する、鍵括弧の発言はあったということは、実体験として、私もそう思っているんで、紹介議員になったということと、あと、委員長の進行については、区議会の区民からの声としても出されてましたし、私もそう思います。そういう声も直接何度も頂いているので、賛同しました。

○山田委員長 田中委員。

○田中（としかね）委員 では、当該議員と話したこともない、誰が発言したかというのは分からないというわけ。誰が発言したことかも分からないし、どの委員長かも分からないけど、当該議員と話したことはないということ。

何となくそう感じた。実際、実体験というからさ、議論したんじゃないの。実体験の意味が分からない。

○山田委員長 小林議員。

○小林議員 もちろん、やっぱり一般質問とかを削られるわけですので、その委員会の時間が

ないから、早くしろということは、当然、委員長とも話し合っていますし、理事会で話し合
って、延ばすべきじゃないかという意見も申し上げているところでございます。

○山田委員長 田中委員。

○田中（としかね）委員 ここで引用されている議員の発言というものの重みをちょっと考え
てほしいんですよ。これ決して、別に委員の私語でも野次でもないのですね、質疑をしている
わけで、その意見の表明なわけなんですよ。議会の中での発言に対して、この請願というの
は、議会の外から異議申立てがあったわけですよ。それを議会に属しているあなたたちが、
中にいる議員が、はいはい、そうですねとあっさり同調したわけですよ。せっかくだった
ら、当該議員と話をしたほうがいいんじゃないの。分かっているんだったらね、この人
ですよ、この委員長ですよというんだったら。それを、さも自分はその発言者とはもう
関係したくないと言わんばかりに、批判に同調するというのは、議員としての、私は、矜持
に欠ける、そう思っちゃうんですね。まあ、私の感想かもしれませんけど。

で、発言がおかしいというんだったら、しかも、恣意的だ、ダブルスタンダードというん
なら、議会の中で問いただせばいいじゃないですか。委員長について、言うんだったら、議
事整理権を行使しているわけで、その委員会運営に問題があるというんだったら、理事会に
かければいいじゃない。それだけです。それを請願に乗かって、議会の外から文句を言
うというのはどうなんだろうと思うわけなんですね。

議員として、職責を果たすといひましようか、議論をしてほしいんですね。この発言があ
った議員も分かっているはずですから。議事録を確認したって言っているんですから、この
人だねって分かっているんでしょう。そしたら議論してくださいよ。なぜそれができないの
か。そのできない理由を教えてください。

○山田委員長 海津議員。

○海津議員 できない理由だとするんだとすれば、これは例示として挙げられているだけであ
って、こういうふうに請願の理由に対して、請願に対して、議会のほうで各会派の表明のと
ころで、区がやっているから不採択、区がやっているから採択というような、まさにダブル
スタンダードなやり方というのは、幾つも皆さんが経験していることだと。これはあくまで
も、ある分かりやすい事例として出されているだけの話であって、ですから、このことだ
けを、その議員と話をするとかそういう問題ではないと思いますし、まして、私が思うには、
これは区民の方が感じられていることです。ですから、私は、そこのところをきちっと請願
ということの中で、区民参画としても、議会のほうに上げていただくことに何の問題もない

というふうに思いましたので、私自身は署名いたしました。

○山田委員長 田中委員。

○田中（としかね）委員 続けるのもあれなんですけど、何というのかな、私なんかの感覚だと、議会の中で議論応酬すればいいだろうというふうに思うわけなんです。それが議員としての職責というか、職務だと思っているので、議会の中で、私なんかも意見を言うじゃないですか。そしたら、発言を撤回しろとか言われたりするわけですよ。そういうやり取りがあるんですよ。で、私はもちろん、いや、間違っただことなんて言ってないんだから、撤回はしませんよとかって、こうやるわけですよ。でも、そうしたガチンコの応酬があって、意見だって少しずつ動いていくものだと思うんですよ。これをダブルスタンダードと言っちゃ駄目なの。

例えば、この請願の中では、意見が恣意的でダブルスタンダードだと受け止められていますけれども、例えばですよ、さっきもそれ例示だと言うから、私も例示をさせていただきますけど、給食費の無償化の話だって、今はできないって言っていたでしょう。でも、今こそやるべきというふうに変ったのを、いや、おまえ、できないと言っていたんだから、ずっとできないと言いつけるという話になるの。そうじゃないでしょう。

で、もっと言うと、消費税下げろと言っているじゃん。下げませんよと言うけど、分からないよ。それダブルスタンダードって言わないでよ。下げる必要があったら、下げるって言うじゃん。そういう話なのね。

これ、何か応援しているみたいだから、あれだから、ちょっと違うことを言うと、例えば自衛隊なんかなくていいって言った人たちがいるわけですよ。それが、いや、自衛隊員には感謝を申し上げますというふうにして、10年かけて変わってきたのね。こういうことをダブルスタンダードって言っちゃ駄目なの。分かる。その時々で状況で、是々非々で動いていくのが、議論していくのが議会の在り方であって、これが生きた民主主義なんです。それをダブルスタンダードと言う人たちというのは、真理は一つの、またこれね、真理は一つ病に陥っているというふうに思うわけですね。前も言いましたけど。

ということで、後でまた態度表明します。

○山田委員長 よろしいでしょうか。

金子委員。

○金子委員 そういう民主制の中で議員の発言というのは、検証されたり、変化したりということだというふうに思うんですね、今の議論というのはね。

それで、私、確認しておきたいのは、請願事項の2のほうと1のほうとそれぞれ聞きますが、2のほうの後段のほうを先に聞きますが、「必要に応じて議事録や委員会報告にその過程を明示するよう」と。委員会で態度表明しますよね、これは今回は、請願についての態度表明のことを請願事項の中で述べられているので、直接的には当たらないんですけども、態度表明には、委員会での、議案に対する——議案って、条例案ね、事件案でもいいんですけど、態度表明する場合に、私たちは時々やることはあるんですけども、委員長報告に、その態度表明の理由を付け加えることができると、こういう規定がたしかあったはずなんですね。それは、どのようなものであるのかというのを確認したいというのが1点です。それちょっとまずお願いします。

○山田委員長 佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 態度表明に関して、例えば少数意見で留保して、その意見を委員長報告の中に申し述べたりということがあるというふうには承知してございます。

○山田委員長 金子委員。

○金子委員 その少数意見の留保については、所定の賛同の議員を得てという形式になっているので、私たちが行う場合には、複数の委員が配置できる委員会で、そうやったことはあるということなんです。これは、請願の態度表明についても適用されるものなんですか。

○山田委員長 佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 請願については、別途規定の中で、委員会が必要であると認めるときは、請願の審査結果に意見をつけることができるということが、会議規則の中に載ってございます。

○山田委員長 金子委員。

○金子委員 本会議に戻ったときに、起立表決か簡易表決かのちょっと違いがありますので、少数意見を留保して、議案みたいにして、何かそれが述べられるかどうかというのは、今の請願のほうについては、多少ちょっと違う規定になっておりますけれども、そういったものを活用して、所定の賛同が得られれば、つけられるというふうに思うんですね。

それは、やはり今回請願いただいている人たちの問題意識というのは、私たちの行っている、具体的には委員会主義でやっていますから、委員会での具体的な態度表明について、より分かりやすくしてほしいという、そういう御趣旨なのかなというふうに私たちは思っています。そういう課題があるのかなというのは思います。私たち自身の戒めとして。

それから、1項目めについて聞きますが、いろんな形での態度表明をやると、質疑を踏ま

えてね。その内容について、その判断基準とか、共通の基準や検討手順、後からしゃべったことについて、何かの共通の基準を事前につくっておいて、それを検討するということを、この請願の場合は想定されているというふうに思うんですけども、私たちはこれについては、議員の発言の自由という問題との関係で、実は、それに抵触するか、しないかという問題をはらむというふうに思っています。

それで、私たちが議会運営をする場合に、それはいろいろ主義主張はあるにしろ、その意見に違いがある上で、議会運営のルールについては、それは合意された標準的なものでやらないと、これは議会制というのは成り立たないので、標準的な議会運営の在り方というものについては、まあ、在り方というよりもうちょっと具体的に踏み込んで、議会運営の標準的な基準とかルール、それは配付されている議員必携というのをを用いるわけです。

その中で、発言の自由というところについては、議員必携の134ページですね、憲法53条を引いて、これは国会議員の免責特権というものを定める条文なんですけれども、この条文を引いた形で、この免責特権についての趣旨が書かれているんですね。これは、戦時中、軍部の言論弾圧によって、国会が全く機能を失った苦々しい体験から見て、厳守されるべきであるという、これは国会議員の免責特権の規定ですけども、それが地方議会の地方議員に適用されるのかということについて、それは免責特権はないというように言っていますから、これは適用されないのは明確なんですよ。

ただ、その後、その趣旨や精神は、地方議会においても同様だというふうに言っております。私、ここは非常に重要だと思うんですね。つまり、住民の皆さんから4年に1回の選挙で負託されて、それぞれの御立場とか住民の人たちの声とか、政党とか会派の考え方によって態度表明を、質疑をやった上で構築して、発言するわけですけども、それについては、免責特権ではないが、憲法の言う。発言の自由とこの項目というのは、自由と責任となっているんですよ。私たちが縛られるのは、発言の制限というのは、また別途9項目ぐらい議員必携にあって、一番明確なのは、地方自治法の132条において、無礼な言葉を使用し、または他人の私生活にわたっては発言してならないと、これは非常に明確なんです。

ほかのところについては、標準規則でいろいろありますけれども、こういうものに縛られる必要が——縛られるというか、これを守ってやる必要があるというふうに思うんですね。

これ以外に、具体的ないろんな請願について、態度表明をした場合に、これ後から基準とか検討手順をつくって、それに照らしてどうなのかということをやり返そうということになると、私は、この発言の自由との関係で、非常に悩ましい問題になるというふうに危惧する

んですけれども、これはあくまでも学陽書房さんが出している議員必携第12次改訂新版ということで、今期の最初に配られたもので、これよく勉強してくださいねということだったんですけれども、文京区議会の事務局としては、これ標準的なルールの解釈として、同様の認識を持っていますか。私が示した、この発言の自由のところの、具体的には、免責特権は適用されないと。免責特権は地方議員にはないけれども、その趣旨や精神は、地方議会においても同様、そういう認識はありますか。

○山田委員長 佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 御指摘のとおり、国会議員と地方議会の議員はそういった明確な法令の中で、憲法の中で違うところがあるということは、そのとおりでございますけれども、議員活動の基本で言論であるというのは基本中の基本でございます。住民の方の代表として、政策決定に住民の意思を反映するですとか、執行機関を監視して、問題点があれば指摘するですとか、そういったことの前提として、言論、発言の自由というのは最大限保障されるべきということは認識しているところでございます。

一方で、先ほど御指摘があったとおり、不適切というか、不穏当発言ですとか、あとは、文京区議会ですらこれまで長年培ってきた議会のルールといったものを守った上で、自由に発言していただくということは保障されているものと認識してございます。

○山田委員長 金子委員。

○金子委員 今回の答弁の中で、私が引用した、地方議会議員に免責特権はないが、その趣旨や精神は、地方議会においても同様だと、それは明確にそうだといいんですか。

○山田委員長 佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 基本的に、議員としての基本的なものは、言論というものによって成り立っていますから、基本的に同様だというふうに承知してございます。

○山田委員長 よろしいですか。はい。

それでは、態度表明に移らせていただきます。

自由民主党さん。

○田中（としかね）委員 先ほどの発言の続きということで、ということで、自民党、請願事項1項、2項ともに不採択となります。

○山田委員長 自民党さん、請願1項、2項ともに不採択。

公明党さん。

○岡崎委員 請願第22号、区の説明を理由とした請願不採択に関する審査の透明化を求める請

願ですけれども、請願の採択、不採択につきましては、当然、意見の違いはあるにしても、それぞれの議員が請願内容によっては、区行政の進め方や取組方、また区民の御意見などもお聴きしながら、議員として総合的に、客観的に判断して、会派なり議員として態度表明されているというふうに認識しております。少なくともうちの会派はそうであります。

そういう意味では、この請願者が言われることは、なかなか理解ができませんし、その必要性も感じられません。この請願に賛同して紹介議員になられた方は分かりませんが、少なくともほかの議員は、区民から信託を受けた一人の議員として自ら判断し、採択、不採択をされていると認識しております。よって、1項、2項とも不採択でお願いいたします。

○山田委員長 公明党さん、1項、2項ともに不採択。

AGORAさん。

○上田委員 この請願については、判断過程の透明性を確保して、共通の基準とかを明示してくださいというものですけれども、まず議会が区民からの声をどのように受け止め、どのように判断を下したかをできる限り明確に示していくことは、議会と区民との信頼関係を深めていく上で重要で、請願者の問題提起は、真摯な問題意識に基づくものとは受け止めております。

実際、私たちも、請願の採否にかかわらず、議論の趣旨や判断の背景について、丁寧な説明を心がけることが民主的な議会運営の基本であると思っております。今後も改善と工夫を重ねていきたいと考えています。

なお、私たちは、全ての請願審査において、請願者の問題意識が真摯なものであったとしても、その提案内容が請願者の意図しない形で弊害を生むおそれはないかという観点からも慎重に検討を行っております。これは、この請願に限らず、会派として常に心がけている一般的な審査姿勢です。

その上で、この請願については、制度として一律に説明責任の形式や判断基準を定めることが、かえって議論の幅や柔軟な判断を狭めるおそれがあるのではと懸念しています。請願に対する採否の判断は、各議員、各会派がそれぞれの政策的見解や政治的立場、地域課題への向き合い方に基づいて行っているものであり、その多様性こそが議会制民主主義の根幹をなすものであります。

また、現行制度においても、各常任委員会では、請願審査の議論が会議録に記録・公開されており、必要に応じて、委員会報告や議事録において意見の表明も行われております。一定の情報開示と説明責任は、既に果たされていると考えます。

私たち政策チームAGORAでは、請願に対し、区が既に実施しているからという理由だけで機械的に不採択にすることは少ないですが、各請願の内容や背景、区の取組状況を丁寧に確認した上で、個別に判断をしています。制度的に画一的な判断基準を定めることは、一見公平に見えても、複雑な現場の実情を踏まえた柔軟な対応を妨げかねません。

加えて、請願文中には、恐らく他会派の過去の発言を指して、恣意的、ダブルスタンダードとの記述が見られましたが、こうした表現は、議会全体の信頼を損ないかねないものと思います。異なる会派、議員が、それぞれの立場や良心に従って、真摯に判断しているという事実にはぜひ目を向けていただきたいと考えています。

私たちの会派は、たとえ他会派と考えが異なる場合でも、互いの意見を尊重し、憲法19条に定められた思想及び良心の自由を重んじながら、敬意を持って議論を交わしています。他会派の判断を私たちの基準で評価しようとは考えたこともございません。

さらに、地方自治法第2条第14項にある、最小の経費で最大の効果を上げるという原則の下、限られた人的・時間的資源の中で、全ての請願に対して詳細な説明や理由開示を制度的に義務付けることが、実効的かつ持続可能な制度運営につながるのかという点についても、慎重な検討が必要と考えています。この効率性の観点は、私たちの請願審査における基本姿勢でもあります。

ほかにも私たちは、多様な立場の尊重と建設的な議論の積み重ねこそが、よりよい議会運営を支える土台であると信じています。

その観点からも、どの請願も全文を確認し、誤情報や誤解、人権侵害のおそれのある表現を含む請願については、たとえ方向性に共感する部分があっても、慎重に検討し、請願ごとに個別の判断を重ねております。

以上の理由から、請願者の問題意識には一定の共感を覚えつつも、本請願で提案されているような共通の基準や検討手順の整備については、賛同いたしかねます。よって、1項、2項とも不採択といたします。

○山田委員長 AGORAさん、1項、2項ともに不採択。

日本共産党さん。

○金子委員 日本共産党ですが、1項、2項ともにについて、不採択とさせていただきたいと思っています。

理由については、先ほど質疑の中でいろいろ確認しましたがけれども、これは地方議員も含めた発言の自由という問題に抵触する余地を生みかねないという危惧を持つという点であり

ます。または、2項のところの質疑で確認したように、一定程度ですね、条件付ですけども、少数意見の留保などですね、また請願についても意見をつけるなど、なかなか運用はされてないのかもしれないけれども、そういう規定の拡充とか運用とかいうことでやっていく必要があるのかなというふうに思います。

新たな、ここに書いてあるような、共通の基準や検討手順、検証や質疑が行われたかどうかの確認ということになってきますと、冒頭述べたような危惧を持つということでもあります。

なお、こういう請願が提出される背景には、特段の、件名として、請願不採択に関する審査の透明性ということなので、私たち、なかなか採択するというのは、たまにありますけれども、ないので、私たちは、なかなかというものはあるんですけども、先ほどの議論を踏まえて言えは、不採択にする場合でも、もちろん採択にする場合でも、その理由については、今日、上田委員が明確にいろいろ述べられていたような形で、しっかり述べると。後で議事録を読んだり、その委員会そのものでもよく分かるというものにしていく必要があるんだというふうに思います。

それは、私たち自身も、自らの戒めとして、こういう問題提起を受けたときに、改めてそういうふうな思いを新たにしたいわけでありまして、全体としては、議会や委員会の自律権とか、委員長の仕切り、議事整理というような形の中で、そういった態度表明についての明瞭な聞き取りができる発言が求められているんだというふうに思います。時々、委員長さんが明確に理由をちゃんと述べてくださいというような委員長さんもいらっしゃいますから、そういった形での議事整理というのもしっかりとやられることが求められているのかなというふうに思います。そのことは付言をしておきたいというふうに思います。

○山田委員長 日本共産党さん、1項、2項ともに不採択です。

それでは、請願受理第22号の審査結果について申し上げます。

1項、2項ともに採択がゼロ、不採択9、よって不採択とすべきものと決定いたします。十分な御議論、ありがとうございました。

○山田委員長 次に、令和7年度議会図書購入計画についてです。

本件について、事務局長より説明を受けたいと思います。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 それでは、令和7年度の議会図書の購入について、年間計画並びに単年度で購入する一般図書の上半期分について、御説明をさせていただきます。

資料3の「令和7年度図書購入計画」をお開きください。

なお、一般図書の下半期分につきましては、11月の議会運営委員会にてお示ししますので、よろしくお願いいたします。

1枚目の表ですが、令和4年度から直近3年間の予算額、購入総額、その3年間の平均額、今年度の予定をお示ししております。

今年度の予算額は、物価高騰等を考慮し、これまでの170万円から10万円増の180万円としてございます。

また、書籍の価格変動等に対応して、今年度は8%程度、予備費的にストックを組ませていただいておりますので、購入総額は165万5,093円、執行率91.9%としてございます。

購入総額の内訳ですが、1の法令等追録につきましては、直近3年間の実績の平均額で84万9,524円、2の各種六法につきましては、継続購入のみで5万160円、3の白書につきましては、1万3,860円を計上してございます。

4の逐次刊行物につきましては、法律、地方自治等の図書の積み上げを行いまして、54万8,319円を計上しております。

5の一般図書につきましては、継続購入のものは4万3,230円、単年度購入につきましては、15万円を計上しており、これを上半期、下半期に分けて購入予定でございます。

これらの具体的内訳につきましては、次ページを御覧ください。

1の法令等追録、2の各種六法、3の白書について、それぞれ内容をお示ししてございます。

3ページを御覧ください。

4の逐次刊行物につきましては、昨年度からの変更点として、岩波書店刊行の「世界」を追加しており、7月分から購入として、今年度、9,450円を計上してございます。

なお、岩波書店刊行の「世界」は、6ページ目の令和8年度の購入計画にも追加してございます。

4ページを御覧ください。

5の一般図書については、4ページ(1)として継続購入分、(2)で単年度購入の図書を、2ページにわたりまして、上半期購入予定としてお示ししております。地方自治に関わるものや、今話題となっているものなど、様々なジャンルのものを全部で30冊選ばせていただいております、合計で計7万6,362円となっております。

説明は、以上です。

○山田委員長 ただいまの御説明について、御質疑ございますでしょうか。

よろしいですね。はい。

それでは、令和7年度議会図書購入計画については、事務局長の説明のとおりとしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○山田委員長 そのように決定させていただきます。

○山田委員長 次に、区議会だよりの発行についてです。

資料4「区議会だよりの発行について」を御覧ください。

区議会だより、6月定例議会の発行については、発行年月日、令和7年8月10日、第218号、紙面の規格は、タブロイド版4ページ、全面4色刷りです。

掲載内容は、6月定例議会に関する内容のほか、全国市議会議長会特別表彰者の紹介、後期2年の委員会構成等、議会傍聴の新しい取組の紹介として、リアルタイム字幕システム導入などの紹介を予定しております。

議会広報小委員会日程案ですが、第1回は、本日の議会運営委員会終了後、また第2回目は、6月25日水曜日、午前10時です。

区議会だよりの発行については、ただいまの説明のとおりとしたいですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○山田委員長 そのように決定をさせていただきます。

○山田委員長 次に、文京区議会議場の使用についてです。

資料5を御覧ください。

教育長から、「第61回中学生サミット連絡会」の開催に当たり、7月5日土曜に、本会議場を使用したい旨の申出がありました。

議場に貸出しに当たっては、「文京区議会議場の使用に関する申し合わせ」において、区、区教育委員会又は選挙管理委員会が主催又は共催する会議等であって、議場の用途又は目的を妨げず、かつ、その使用が議場にふさわしいものについて、幹事長会を経て議会運営委員会で取扱いを決定することとなっております。

なお、本件については、6月2日の幹事長会において承認されたものです。

当委員会としても、申し合わせの貸出しの範囲に合致していることから、使用を承認することとしたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○山田委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

○山田委員長 その他です。

委員会記録についてですが、本日の委員会記録については、委員長に御一任を願いたいのですが、よろしいですか。

（「はい」と言う人あり）

○山田委員長 ありがとうございます。

○山田委員長 それでは、これにて議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前 11時27分 閉会